「出会いサポーター」規約

おかやま出会い・結婚サポートセンター（以下「センター」という。）は、結婚を希望する独身男女の出会いの機会を増やすための取組等を実施する「出会いサポーター」について、次のとおり規約（以下「本規約」という。）を定める。

１　出会いサポーターの定義

結婚を希望する独身男女の交流会及びセミナーの企画・実施、お引合せを行う会場の提供、会員の魅力アップへの協力、おかやま縁むすびネットの周知・広報、その他結婚気運の醸成など、出会いの機会創出に資することを目的として、センターに登録した団体等をいう。

２　登録の要件

次に掲げる要件の全てを満たし、適正な事業の実施が見込まれる団体等とする。

①　県内及び交流可能な地域に活動拠点を有する団体等であること。なお、法人格の有無は問わない。

②　結婚相談、見合い又は結婚のあっせん等を業として行う団体等でないこと。

③　宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。

④　暴力団又は暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の統制下にある団体等でないこと。

３　登録方法等

（１）登録

①　おかやま縁むすびネット出会いサポーター応募フォーム等から必要事項を記入し、申し込む。

②　センターは、申込内容を審査し、出会いサポーターとして適当であると認めたときは、申込みのあった団体等へ、登録申込書（様式１）、同意書（様式２）、秘密保持及び個人情報保護に関する誓約書（様式３）及び暴力団関係誓約書（様式４）を送付する。ただし、秘密保持及び個人情報保護に関する誓約書（様式３）については会員情報を取り扱う団体等のみを対象とする。

③　団体等は、登録申込書等に必要事項を記入の上センターに提出する。
④　センターは、提出された登録申込書等の内容を確認し、不備等がなければ、団体等に対して登録証（様式５）を交付するとともに、おかやま縁むすびネットに当該団体等の情報を掲載する。
⑤　登録料は不要とする。

（２）提出された登録申込書等はセンターの事業以外には使用しない。また、提出された書類は返却しない。

（３）登録には10日間程度を要する。

４　登録内容の変更
出会いサポーターは、登録内容や情報に変更があった場合は、速やかに登録情報変更届（任意様式）及び変更内容が確認できる書類（コピー可）を提出する。

５　出会いサポーターの種別と役割
①　交流会及びセミナーの企画・実施を行う団体等
イベントユーザーを対象に、イベントやセミナーの企画、参加者募集、参加申込み受付、参加者の決定、実施、結果報告等を行う。
その他詳細は、「おかやま縁むすびネット　イベント」実施要領による。
②　マッチングへの協力（お引合せを行う会場の提供）を行う団体等
マッチング会員を対象に、お引合せ（お見合い）の会場を提供する。
その他詳細は、「おかやま縁むすびネット　協力店舗」実施要領による。
③　会員の魅力アップへの協力（写真撮影等）を行う団体等
マッチング会員のプロフィール閲覧用写真の撮影や会員向けのセミナーなどを行う。
④　周知・広報などおかやま縁むすびネットの活動への協力を行う団体等
従業員や顧客等へのおかやま縁むすびネットの活動周知や広報等の協力を行う。
⑤　その他結婚気運の醸成を行う団体等
①～④に定めるもの以外で、センターが結婚気運の醸成に資すると認める取組を行う。

６　個人情報の保護
出会いサポーターとしての活動に当たり知り得た個人情報の保護について、個

人情報の保護に関する法律等関係法令に規定する内容を遵守しなければならない。

7　禁止事項

出会いサポーターとしての活動に当たり次の行為を行ってはならない。

①　個人の名誉、信頼等を侵害する行為

②　政治活動、宗教活動、営業活動、又はそれらにつながる行為あるいは公序良俗に反する行為

③　特定の団体若しくは個人の利益、又は不利益を目的とする行為

④　個人情報を第三者に開示し、漏えいし、又は自ら若しくは他人をして利用させること（インターネット、SNSへの投稿等を含む。）

⑤　許可なくセンターの名称を使用する（おかやま縁むすびネットを利用せずに実施するイベントへの名称使用を含む。）こと。

⑥　おかやま縁むすびネットを利用しないイベント等において、出会いサポーターを名乗り広報を行うこと。

8　情報の取得

（1）おかやま縁むすびネット会員等から、前項各号に定める禁止行為の情報提供があった場合は、センターは必要に応じ、その行為の当事者に同意を得ることなく、その行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会することがある。

（2）前項各号に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、又は結果が重大である場合には、センターは、法律に基づき厳正に対処する。

9　退会

退会を希望するときは、センターへ退会届（任意様式）を提出する。

また、出会いサポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、センターは当該団体に事前に通告することなく、登録を取り消す。

①　７に規定する禁止事項のいずれかに該当したとき。

②　登録情報の全部又は一部に、虚偽、重大な誤記、記入漏れがあることが判明したとき。

③　個人情報保護法等関係法令の規定に反する行為を行った場合、又は遵守しないとき。

④　センターの事業運営を妨げたとき。

⑤　センターからの問い合わせ、参加者からの苦情等に誠実に対応しないとき。

⑥　法令違反、犯罪若しくはそれらのおそれのある行為をした場合、又は刑事事件に関与している疑いがあり、登録を継続することによってセンターの信用

が害される恐れがあるとき。

附　則

（施行期日）

この規約は、平成２９年５月１０日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規約は、令和２年５月１５日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規約は、令和３年１月８日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規約は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規約は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

様式１

「出会いサポーター」登録申込書

年　　月　　日

おかやま出会い・結婚サポートセンター　長　殿

団体等の名称
代 表 者 名
(担当者名　　)
住所
電話番号
メールアドレス

おかやま出会い･結婚サポートセンター｢出会いサポーター｣制度の趣旨に賛同し、次のとおり登録を申し込みます。

記

1　団体等の概要（業種等）
2　名称・屋号等
3　所在地
4　連絡先
　電話番号
　メールアドレス
5　出会いサポーターの種別　　※該当の番号に○（マル）を付す
① 交流会及びセミナーの企画・実施を行う団体等
② マッチングへの協力（お引合せを行う会場の提供）を行う団体等
③ 会員の魅力アップへの協力（写真撮影等）を行う団体等
④ 周知・広報などおかやま縁むすびネットの活動への協力を行う団体等
⑤ その他結婚気運の醸成を行う団体等
6　出会いサポーターとして実施できる内容
7　確認事項　　※確認した項目は、□に✔（チェック）を記入
　当団体（当社）は、次に掲げる要件を満たすことを誓約いたします。
　□県内及び交流可能な地域に活動拠点を有する団体等であること。
　□結婚相談、見合い又は結婚のあっせん等を業として行う団体等でないこと。
　□宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
＊定款や規約等を添付してください。
（定款や規約等がない場合は、センターに添付書類をご確認ください。）

様式２

おかやま出会い・結婚サポートセンター長　殿

同　意　書

おかやま出会い・結婚サポートセンター（以下「センター」という。）の出会いサポーターの業務を遂行するに当たり、次の事項を遵守することに同意します。

記

１　少子化対策と地域社会の安定的発展に資するため、公的機関としてのセンターの設置目的や趣旨及び「出会いサポーター」規約の内容を理解し、コンプライアンスを遵守するとともに誠実に活動します。

２　センターの信用･品位を傷つけたり､センターが不利益を被ることはしません。

３　社会通念に照らして適当ではない行為や商品の販売・販売のあっせん、又は当事業以外の業務への勧誘など、事業趣旨を逸脱する活動は行いません。

４　社会通念に照らして適当ではない行為や商品の販売・販売の斡旋、又は当事業以外の業務への勧誘など、事業趣旨を逸脱する活動は行いません。

上記項目に違反したとセンターが判断した場合、出会いサポーターの登録を取り消されることを了承します。

年　　月　　日

団体等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式３

秘密保持及び個人情報保護に関する誓約書

年　　月　　日

おかやま出会い・結婚サポートセンター長　殿

団体等の名称
代 表 者 名

おかやま出会い・結婚サポートセンター(以下「センター」という。)の出会いサポーターの業務を遂行するに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

1　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令の規定を遵守し、センターの出会いサポーターである間及び出会いサポーターでなくなった後においても、出会いサポーターの活動において知り得た個人情報及び個人の秘密（以下「個人情報等」という。）を本人の了解及びセンターの許可なく、開示、漏えいし、又はセンターの事業の目的以外に利用することはしません。

2　秘密情報の得喪に関わった場合には、直ちにセンターに報告します。

3　上記各項に違反し、センター又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

法人用

様式４－１

暴力団関係誓約書

当社又は当団体は、現在、次の事項に該当しないことを誓約いたします。

記

１　当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

２　１の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

年　　月　　日

おかやま出会い・結婚サポートセンター長　殿

所在地

名　　称

役　職　名
氏　　名

記入時の注意
◎代表者が記入する場合
・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印して下さい。

（参　考）

岡山県暴力団排除条例抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律抜粋

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第９条　指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第１２条の３及び第１２条の５において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21)　行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第３号 に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第１号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ　略

ロ　法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ　略

(22)～(27)略

個人用

様式４－２

暴力団関係誓約書

私は、次のことを誓約いたします。

記

１　私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
（１）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
（２）暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
（３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

２　１の各号に掲げる者を経営に実質的に関与させていません。

年　　月　　日

おかやま出会い・結婚サポートセンター長　殿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

屋　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（参　考）

岡山県暴力団排除条例抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律抜粋

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第９条　指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第１２条の３及び第１２条の５において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21)　行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第３号 に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第１号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ　略

ロ　法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ　略

(22)～(27)略

様式５

「出会いサポーター」

登　　録　　証

登録番号

様

　貴団体をおかやま出会い・結婚サポートセンターの出会いサポーターとして登録します。

年　　月　　日

おかやま出会い・結婚サポートセンター長

岡山県子ども・福祉部　子ども未来課長